

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	東公文地区 (東公文)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地面積の14.9haのうち、既に耕作を放棄した遊休地(自己保全・荒地)が4.5haあり30%を占める。
- ・田の面積10.4haのうち、耕作者が70歳以上が5.5haと53%を占める。
- ・現在の耕作者が10年後、80歳以下を耕作可能とした場合、田の面積は3.9haになると予想され、38%まで減少する。
- ・農地の集積・集約が不可欠であり、担い手となる集落農業法人等の設立を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物として、現状の耕作面積を維持する。
- ・遊休地については、水稻耕作可能なもの(自己保全地)については、水稻耕作の復元を目指す。
- ・遊休地のうち水稻耕作不可能なもの(荒地)については、山椒を中心とする山菜の栽培を推進する。
- ・JAと連携し、新たな特産品の栽培を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備が完了した農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内での担い手となる認定農業者の育成及び集落営農法人の設立等による農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の完了からかなりの年数が経過しており、水路や畔・法面が劣化している。小規模については、多面的機能支払交付金事業を活用しながら改修等を行う。また、大規模なものについては、市等と協議し補助事業等により整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での担い手の確保・育成を基本としつつ、地域外からの多様な担い手を取り入れるため、市やJA等と連携しながら農業を希望する移住者等の受け入れを推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
従来どおり、防除作業については、(一財)中央北みどり農林公社に委託するとともに、担い手が確保できる間、田植え・刈り取り等の作業も同社に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落柵の定期的な点検と補修により、鳥獣被害を防止する。
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道、用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。